

答 申 の 概 要

件 名	特定事故に関する報告書に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第52号）		
本件保有個人情報	審査請求人に係る事故の報告書に記載された個人情報		
主な非開示理由	条例第17条第3号（開示請求者以外の個人情報） 条例第17条第5号（犯罪の予防、捜査等情報）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問年月日	令和5年3月2日	答申年月日	令和6年3月18日
主な論点	実施機関が条例第17条第3号及び第5号に該当するとして非開示とした判断は妥当か。		

審査会の結論

実施機関が部分開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別記に掲げる部分を除き、開示すべきである。

審査会の判断

本件保有個人情報には本件非開示部分以外の非開示部分も存在するが、審査請求人は本件非開示部分のみの開示を求めていることから、以下、本件非開示部分の見分結果も踏まえ、当該部分の非開示情報該当性について判断することとする。

(1) 本件非開示部分について

本件保有個人情報は、本件事故に係る審査請求人の110番通報を受け、本件事故の現場で対応した警察官が、当該通報に係る対応経過を記録するために作成した文書（以下「報告書」という。）に記載された個人情報であり、審査請求人が開示を求めている「7 その他参考事項」のほか、「1 発生日時」、「2 発生場所」、「3 当事者車両等」、「4 事故状況」、「5 対応日時」及び「6 対応状況」が記載されている。

当審査会で、本件非開示部分を見分したところ、1行目は見出し、2行目及び3行目には本文が記載されていた。本文に当たる部分には、現場で移動局及び警察官が対応したことを示す情報（以下「情報1」という。）の記載があり、情報1には、当該移動局の名称並びに当日の勤務シフト又は姓及び役職により当該警察官を判別することができる情報（以下これらを「情報2」という。）が含まれていた。

報告書のうち、「7 その他参考事項」以外の部分は、本来の意味での審査請求人を本人とする保有個人情報であるといえるのに対し、本件非開示部分が含まれる「7 その他参考事項」には、審査請求人、相手方及び事故車両に関する情報並びに実施機関がこれらに関わった情報の記載はなく、警察の内部管理情報のみが記載されていたと認められる。

(2) 非開示情報該当性について

ア 条例第17条第5号該当性の判断について

条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。犯罪の予防、捜査等情報は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要する特殊性が認められる。このことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報について、その判断の当否は、実施機関の第一次的判断を尊重し、合理性を有するものとして許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するものである。

したがって、条例第17条第5号に規定する非開示情報に該当するか否かについて実施機関の判断が違法となるかどうかを審理、判断するに当たっては、その判断が実施機関の裁量権の行使としてされたものであることを前提にして、それが合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、非開示の判断の基礎を欠くかどうか、あるいは、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかなど、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合に限り違法とすべきものである。

イ 本件非開示部分についての評価

諮問庁は、本件非開示部分を開示することにより、同様の緊急通報事案において臨場する車両台数、人数などの捜査体制及び平日夜間における当該警察署の勤務体制が明らかとなり、犯罪を企図する者がその間隙について犯行に及ぶおそれがあると説明する。

本件非開示部分のうち情報2に係る部分については、本件事故の現場で対応した移動局及び警察官の

情報が具体的に記載されている。これらの情報は、110番通報事案があった場合の当該地域及び時間帯の対応可能な所属や人員といった事案対処能力に係る情報であると認められる。

一方、本件非開示部分のうち、情報2に係る部分以外の部分については、見出し及び現場対応に係る一般的な記載であり、上記のような情報であるとは認められない。

よって、非開示となり得る範囲は、情報2に係る部分となるため、以下当該部分の非開示情報該当性について検討する。

ウ 違法性についての検討

情報2は、110番通報事案があった場合の当該地域及び時間帯における対応可能な人員といった事案対処能力に係る情報の一事例であり、当該情報を開示することによって、諮問庁のいう公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれが直ちに生じるとはいえない。

しかしながら、犯罪を企図する者が何らかの手法により当該情報を入手し、他の事例と照合することがあれば、本件事故に係る110番通報と同種の緊急通報事案があった場合における対応可能な所属や人員といった事案対処能力に係る情報を推測して、その間隙について犯行に及ぶことを容易にする情報であると認められる。

公共の安全と秩序の維持を目的とする警察がこのような事態が生じる可能性を排除しようと情報2を非開示としたことについて、上記のような情報2の性質から、非開示の判断が全く事実の基礎を欠いたり、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

エ 小括

上記のとおり、情報2を非開示としたことに違法な点はなく、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第17条第5号に該当し、非開示とすることが妥当である。

オ 条例第17条第3号該当性について

情報2のうち、現場で対応した警察官の姓については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

カ 結論

以上のことから、本件非開示部分のうち、情報2に係る部分については条例第17条第5号に該当すると認められるので、非開示とすることが妥当であるが、その余の部分は、同条第3号及び第5号のいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

別記

「7 その他参考事項」欄中の2行目6文字目から3行目1文字目まで